

住居表示実施区域における住所の決め方

住居表示実施区域における住所の決め方の基本的なルールです。道路や街区形状等によりルールどおりにならない場合もあります。

実施区域

- ・外周を決める（原則道路・水路など明確なもので区切る）。

丁目

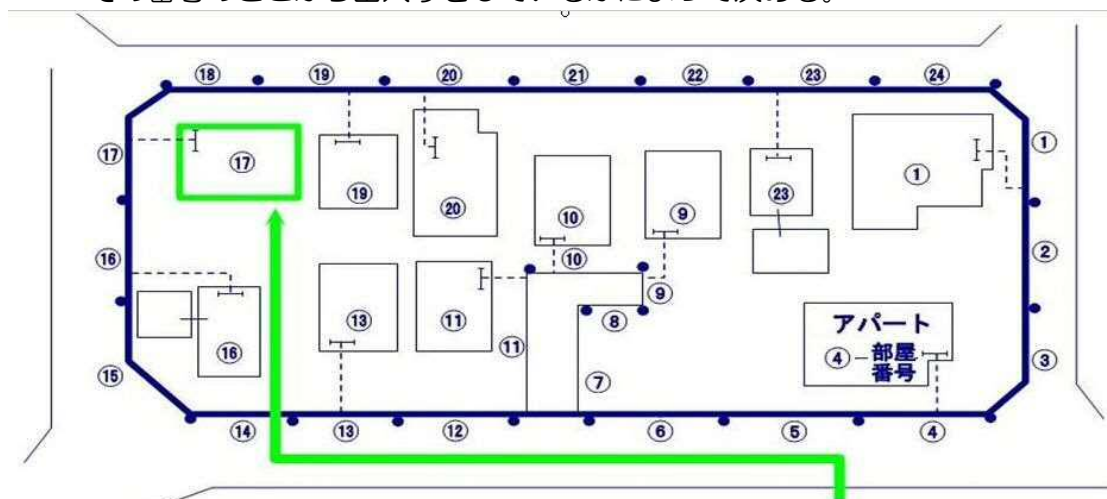
- ・その区域を主要な道路で区切る。
- ・長野駅から近いところを一丁目とする。

街区符号（番）

- ・丁目の区域を道などでブロック分けする。
- ・ブロック分けした街区に番号をつける（長野駅に一番近い角が1番街区）。

住居番号（号）

- ・長野駅に近い角を①として、右回りに10m程度ごとに図面上番号をつける。
- ・その番号のどこから出入りをしているかによって決める。



(例) 新諏訪〇丁目〇番17号
住居番号

(注意事項)

※隣同士でも連続する番号になるとは限りません。

※同じ出入の場合、重複を避けるため、枝番を付ける場合があります。(新諏訪〇丁目〇番17-1号)